

独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法第18条の2第3項の規定に基づく交付金の額及び交付方法の認可並びに同法第18条の3第3項の規定に基づく拠出金の額及び徴収方法の認可

(諮問第1245号)

< 目 次 >

資料 89-1-1 諮問書

資料 89-1-2 御説明資料

【公印・契印省略】

諮問第 1245 号
令和 6 年 2 月 1 日

情報通信行政・郵政行政審議会
会長 相田 仁 殿

総務大臣 松本 剛明

諮 問 書

独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構（理事長 白山 昭彦）から、別添 1 及び別添 2 のとおり独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法（平成 17 年法律第 101 号。以下「法」という。）第 18 条の 2 第 3 項の規定に基づく交付金の額及び交付方法の認可の申請並びに法第 18 条の 3 第 3 項の規定に基づく拠出金の額及び徴収方法の認可の申請があった。

申請の概要は別紙 1 のとおりであり、申請の内容について審査した結果は別紙 2 のとおりである。申請の内容は関係法令の関係規定に適合していると認められることから、申請のとおり認可することとしたい。

上記について、法第 32 条の 2 第 2 号の規定に基づき諮問する。

申請概要

1 申請者

独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構
(理事長 白山 昭彦)

2 申請年月日

令和 5 年 11 月 30 日 (木)

3 申請内容 (概要)

独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構 (以下「郵政管理・支援機構」という。) から令和 6 年度における独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法 (平成 17 年法律第 101 号。以下「法」という。) 第 18 条の 2 第 3 項の規定に基づく交付金の額及び交付方法の認可の申請並びに法第 18 条の 3 第 3 項の規定に基づく拠出金の額及び徴収方法の認可の申請があったもの。

(1) 交付金の額及び交付方法

交付金の額 (年額) : 302,984,837,000 円

交付方法: 令和 6 年 4 月から翌年 3 月までの間、原則、関連銀行及び関連保険会社から各月の拠出金が納付された日の属する月の末日を交付期限として、日本郵便株式会社に対して交付金を交付する。

(2) 拠出金の額及び徴収方法

拠出金の額 (年額) : 246,735,699,900 円 (関連銀行から徴収する拠出金の額)
56,300,480,100 円 (関連保険会社から徴収する拠出金の額)

徴収方法: 令和 6 年 4 月から翌年 3 月までの間、原則、毎月 15 日を納付期限とし、関連銀行及び関連保険会社から拠出金を徴収する。

4 申請の理由

郵政管理・支援機構は、法第 18 条の 2 第 3 項の規定に基づき、総務省令で定めるところにより、交付金の額を算定し、当該交付金の額及び交付方法について総務大臣の認可を受けなければならないこととされ、また、法第 18 条の 3 第 3 項の規定に基づき、総務省令で定めるところにより、拠出金の額を算定し、当該拠出金の額及び徴収方法について総務大臣の認可を受けなければならないこととされているため。

審査結果

独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法（平成 17 年法律第 101 号。以下「法」という。）及び独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構に関する省令（平成 19 年総務省令第 98 号。以下「省令」という。）の関係規定に適合したものと認められることから、これを認可することが適当である。

第 1 交付金の額及び交付方法

審査基準	審査結果	理由
1 交付金の額が法第 18 条の 2 第 2 項及び省令第 11 条の 2 の規定による方法に基づき算定されていること。 〔法第 18 条の 2 第 2 項及び省令第 11 条の 2〕	-	-
(1) 交付金の額が、不可欠な費用の額から、日本郵便株式会社に係る額（機構の事務費を含む。）を控除して得た額とされていること。 (法第 18 条の 2 第 2 項)	適	申請された交付金の額は、算定した不可欠な費用の額から、日本郵便株式会社に係る額を控除して得た額とされており、適当である。
(2) 郵便局ネットワークの維持に要する費用のうち、あまねく全国において郵便局（簡易郵便局を含む。）で郵政事業のユニバーサルサービスが利用できるようにするために不可欠な費用の額が適切に算定されていること。 (法第 18 条の 2 第 2 項)	適	下記ア～ウのとおり、郵便局ネットワークの維持に要する費用のうち、あまねく全国において郵便局（簡易郵便局を含む。）で郵政事業のユニバーサルサービスが利用できるようにすることを確保するために不可欠な費用の額が適切に算定されており、適当である。
ア 直近の郵便局ネットワークの維持の状況を基礎として算定されていること。 (省令第 11 条の 2)	適	直近の郵便局の局数や費用を算定に用いる等、直近の郵便局ネットワークの維持の状況を基礎として算定されており、適当である。
イ 郵便局ネットワークを最小限度の規模の郵便局により構成されるものとして以下の区分ごとに費用が算定されていること。 (省令第 11 条の 2 第 1 号)	適	郵便局ネットワークが最小限度の規模の郵便局（局員 2 名）により構成されるものとした場合として以下の区分ごとに費用が算定されており、適当である。
(ア) 人件費が算定されていること。 (省令第 11 条の 2 第 1 号イ)	適	郵便局に、管理者 1 名及び窓口職員 1 名を配置するために必要な人件費の額が算定されており、適当である。
(イ) 賃借料、工事費その他の郵便局の維持に要する費用が算定されていること。 (省令第 11 条の 2 第 1 号ロ)	適	局員 2 名の郵便局を前提として、賃借料、工事費その他の郵便局の維持に要する費用の額が算定されており、適当である。

	(ウ) 現金の輸送及び管理に要する費用が算定されていること。 (省令第11条の2第1号ハ)	適	現金の輸送及び管理に要する費用の額が局規模により大きく異なることを想定して算定されており、適当である。
	(エ) 固定資産税及び事業所税が算定されていること。 (省令第11条の2第1号ニ)	適	局員2名の郵便局を前提として、固定資産税及び事業所税の額が算定されており、適当である。
	ウ 簡易郵便局で郵政事業に係る基本的な役務が利用できるようにすることを確保するための最少限度の委託に要する費用の額が算定されていること。 (省令第11条の2第2号)	適	簡易郵便局への委託に要する費用のうち業務の多寡にかかわらず要する費用の額に基づき委託費の額が算定されており、適当である。
2	交付方法が郵便局ネットワークの維持の支援の観点等から適切であること。	-	-
	(1) 交付方法が郵便局ネットワークの維持の観点から適切であること。	適	日本郵便株式会社に対して交付する交付金について、各月基本的に同額を交付することとされており、適当である。
	(2) 交付金を安全に管理するための措置を講じることとしていること。	適	交付金を安全に管理するための措置をとることとされており、適当である。
3	申請が法第18条の2第3項及び省令第11条の3の規定に適合していること。 (法第18条の2第3項及び省令第11条の3)	-	-
	(1) 申請書に交付金の額及び交付方法が記載されていること。 (省令第11条の3)	適	交付金の額及び交付方法が適切に記載されており、適当である。
	(2) 申請書に法第18条の2第2項第1号に掲げる不可欠な費用の額(内訳を含む。)が記載された書類が添付されていること。 (省令第11条の3第1号)	適	法第18条の2第2項第1号に掲げる不可欠な費用の額(内訳を含む。)が記載された書類が添付されており、適当である。
	(3) 申請書に法第18条の2第2項第2号に掲げる日本郵便株式会社に係る額が記載された書類が添付されていること。 (省令第11条の3第2号)	適	法第18条の2第2項第2号に掲げる日本郵便株式会社に係る額が記載された書類が添付されており、適当である。
	(4) 申請書に交付金の額の算定の根拠に関する説明が記載された書類が添付されていること。 (省令第11条の3第3号)	適	交付金の額の算定の根拠に関する説明を記載した書類が添付されており、適当である。

第2 拠出金の額及び徴収方法

審査基準	審査結果	理由
<p>1 拠出金の額が法 18 条の 3 第 2 項及び省令第 11 条の 4 の規定に基づき算定されていること。</p> <p>〔法第 18 条の 3 第 2 項及び省令第 11 条の 4〕</p>	-	-
<p>拠出金の額が、不可欠な費用の額及び機構の事務費に相当する額の合計額を、郵便局ネットワークの利用の度合に応じて按分して得た額のうち、関連銀行及び関連保険会社に係る額とされていること。</p> <p>(法第 18 条の 3 第 2 項)</p>	適	<p>拠出金の額は、下記ア～エのとおり、不可欠な費用の額及び機構の事務費に相当する額の合計額を、郵便局ネットワークの利用の度合に応じて按分して得た額のうち、関連銀行及び関連保険会社に係る額とされており、適当である。</p>
<p>ア 不可欠な費用の額及び機構の事務費の額が適切に算定されていること。</p> <p>(省令第 11 条の 4)</p>	適	<p>不可欠な費用については、第 1 の 1 (2) のとおり、適切に算定されており、また、機構の事務費の額についても、事務の処理に要する職員数等に基づき、適切に算定されており、適当である。</p>
<p>イ 人件費及び賃借料、工事費その他の郵便局の維持に要する費用（利用者の用に供するものに限る。）について、利用者の範囲及び利用状況を勘案して見込まれる利用者による郵便局の利用の度合に応じて按分されていること。</p> <p>(省令第 11 条の 4 第 1 号)</p>	適	<p>左記費用について、人口、貯金の口座数及び保険の保有契約数を利用の度合として按分されており、適当である。</p>
<p>ウ 賃借料、工事費その他の郵便局の維持に要する費用（上記イの費用を除く。）等の費用について、日本郵便株式会社法施行規則（平成 19 年総務省令第 37 号）別表に規定する整理方法に準ずる方法により按分されていること。</p> <p>(省令第 11 条の 4 第 2 号)</p>	適	<p>左記費用について、日本郵便株式会社法施行規則別表に規定する整理方法に準じ、各窓口業務における郵便局舎の専有面積等を基に按分されており、適当である。</p>
<p>エ 郵便局ネットワーク支援業務に関する事務の処理に要する費用について、上記イ及びウにより按分した額の合計額に応じて按分されていること。</p> <p>(省令第 11 条の 4 第 3 号)</p>	適	<p>左記の費用について、上記イ及びウにより按分した額の合計額の割合に応じて按分されており、適当である。</p>

2 徴収方法が交付金の円滑な交付の観点等から適切であること。	-	-
(1) 拠出金の徴収が交付金の交付に支障のない方法で行われること。	適	交付金の交付は各月、月末までに行うこととなっているところ、拠出金は各月 15 日までに交付金の交付に必要な額を徴収することとされており、適当である。
(2) 拠出金を安全に管理するための措置を講じることとしていること。	適	拠出金を安全に管理するための措置をとることとされており、適当である。
3 申請が法第 18 条の 3 第 3 項及び省令第 11 条の 5 の規定に適合していること。 〔法第 18 条の 3 第 3 項及び省令第 11 条の 5〕	-	-
(1) 申請書に拠出金の額及び徴収方法が記載されていること。 (省令第 11 条の 5)	適	関連銀行及び関連保険会社からそれぞれ徴収する拠出金の額及び当該徴収方法が適切に記載されており、適当である。
(2) 申請書に不可欠な費用の額（内訳を含む。）が記載された書類が添付されていること。 (省令第 11 条の 5 第 1 号)	適	不可欠な費用の額（内訳を含む。）が記載された書類が添付されており、適当である。
(3) 申請書に郵便局ネットワーク支援業務に関する事務の処理に要する費用の額及びその内訳を記載した書類が添付されていること。 (省令第 11 条の 5 第 2 号)	適	郵便局ネットワーク支援業務に関する事務の処理に要する費用の額及びその内訳を記載した書類が添付されており、適当である。
(4) 申請書に費用の ^{あん} 按分方法に関する説明を記載した書類が添付されていること。 (省令第 11 条の 5 第 3 号)	適	費用の ^{あん} 按分方法に関する説明を記載した書類が添付されており、適当である。
(5) 申請書に上記 (2) ～ (4) のほか、拠出金の額の算定の根拠に関する説明を記載した書類が添付されていること。 (省令第 11 条の 5 第 4 号)	適	拠出金の額の算定の根拠に関する説明を記載した書類が添付されており、適当である。

参照条文

○独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法（平成 17 年法律第 101 号）（抄）

第三章 業務

第四節 郵便局ネットワーク支援業務

(交付金の交付)

第十八条の二 機構は、年度（毎年四月一日から翌年三月三十一日までをいう。以下この節において同じ。）ごとに、日本郵便株式会社に対し、第十三条第一項第三号イの交付金（以下単に「交付金」という。）を交付する。

2 前項の規定により日本郵便株式会社に対して交付される交付金の額は、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額とする。

一 郵便局ネットワークの維持に要する費用のうち、あまねく全国において郵便局（日本郵便株式会社法第二条第四項に規定する郵便局をいい、同法第六条第二項第二号に規定する日本郵便株式会社の営業所及び簡易郵便局法（昭和二十四年法律第二百十三号）第七条第一項に規定する簡易郵便局を含む。）で郵便の役務、簡易な貯蓄、送金及び債権債務の決済の役務並びに簡易に利用できる生命保険の役務が利用できるようにすることを確保するために不可欠な費用の額として総務省令で定める方法により算定した額

二 次条第二項の^{あん}按分して得た額のうち日本郵便株式会社に係る額

3 機構は、年度ごとに、総務省令で定めるところにより、交付金の額を算定し、当該交付金の額及び交付方法について総務大臣の認可を受けなければならない。

4 機構は、前項の認可を受けたときは、日本郵便株式会社に対し、その認可を受けた事項を記載した書面を添付して、交付すべき交付金の額（第二項各号に掲げる額を含む。）及び交付方法を通知しなければならない。

(拠出金の徴収)

第十八条の三 機構は、年度ごとに、第十三条第一項第三号の業務及びこれに附帯する業務（以下「郵便局ネットワーク支援業務」という。）に要する費用に充てるため、関連銀行及び関連保険会社から、拠出金を徴収する。

2 前項の規定により関連銀行及び関連保険会社から徴収する拠出金の額は、前条第二項第一号に掲げる額及び郵便局ネットワーク支援業務に関する事務の処理に要する費用に相当する額の合計額を、総務省令で定める方法により、次の各号に掲げる者の当該各号に定める業務において見込まれる郵便局ネットワークの利用の度合に^{あん}応じて按分して得た額のうち、関連銀行及び関連保険会社に係る額とする。

一 日本郵便株式会社 日本郵便株式会社法第二条第一項に規定する郵便窓口業務

二 関連銀行 日本郵便株式会社法第二条第二項に規定する銀行窓口業務

三 関連保険会社 日本郵便株式会社法第二条第三項に規定する保険窓口業務

3 機構は、年度ごとに、総務省令で定めるところにより、第一項の拠出金（以下単に「拠出金」という。）の額を算定し、当該拠出金の額及び徴収方法について総務大臣の認可を受けなければならない。

4 機構は、前項の認可を受けたときは、関連銀行及び関連保険会社に対し、その認可を受けた事項を記載した書面を添付して、納付すべき拠出金の額、納付期限及び納付方法を通知しなければならない。

5 関連銀行及び関連保険会社は、前項の規定による通知に従い、機構に対し、拠出金を納付する義務を負う。

第五章 雑則

(審議会等への諮問)

第三十二条の二 総務大臣は、次に掲げる場合には、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第八条に規定する機関をいう。）で政令で定めるものに諮問しなければならない。

一 （略）

二 第十八条の二第三項又は第十八条の三第三項の規定による認可をしようとするとき。

○独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法施行令（平成19年政令第234号）（抄）

(審議会等で政令で定めるもの)

第十三条 法第三十二条の二の審議会等で政令で定めるものは、情報通信行政・郵政行政審議会とする。

○独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構に関する省令（平成19年総務省令第98号）（抄）

(不可欠な費用の額の算定方法)

第十一条の二 法第十八条の二第二項第一号の総務省令で定める方法は、直近の郵便局ネットワークの維持の状況を基礎として、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を合計して算定する方法とする。

一 郵便局（日本郵便株式会社法（平成十七年法律第百号）第二条第四項に規定する郵便局をいい、同法第六条第二項第二号に規定する日本郵便株式会社の営業所を含む。以下同じ。）あまねく全国において郵便局で郵便の役務、簡易な貯蓄、送金及び債権債務の決済の役務並びに簡易に利用できる生命保険の役務（次号及び第十一条の四第一号において「郵政事業に係る基本的な役務」という。）が利用できるようにすることを確保するものとなるように郵便局ネットワークを最小限度の規模の郵便局により構成するものとした場合における次に掲げる費用の額の合計額

イ 人件費

ロ 賃借料、工事費その他の郵便局の維持に要する費用

ハ 現金の輸送及び管理に要する費用

ニ 固定資産税及び事業所税

二 簡易郵便局（簡易郵便局法（昭和二十四年法律第二百十三号）第七条第一項に規定する簡易郵便局をいう。以下この号及び第十一条の九第一項第一号において同じ。）簡易郵便局で郵政事業に係る基本的な役務が利用できるようにすることを確保するための最少限度の委託に要する費用の額

(交付金の額等の認可の申請)

第十一条の三 機構は、法第十八条の二第三項の規定により交付金の額を算定し、当該交付金の額及び交付方法の認可を受けようとするときは、当該交付金の額及び当該交付方法を記載した申請書に次に掲げる事項を記載した書類を添付して、当該交付金を交付する年度の前年度の十一月末日までに総務大臣に提出しなければならない。

一 法第十八条の二第二項第一号に掲げる不可欠な費用の額（前条第一号イからニまでに掲げるそれぞれの費用の額及び同条第二号に定める費用の額を含む。）

二 法第十八条の二第二項第二号に掲げる日本郵便株式会社に係る額

三 前二号に掲げる事項のほか、交付金の額の算定の根拠に関する説明

(拠出金の額の算定方法)

第十一条の四 法第十八条の三第二項の総務省令で定める方法は、同項に規定する合計額を、次の各号に掲げる費用に相当する額ごとに、当該各号に掲げる方法により按分^{あん}する方法とする。

- 一 第十一条の二第一号イ及びロに掲げる費用（ロに掲げる費用にあつては、郵政事業に係る基本的な役務の利用者の用に供するものに限る。） 郵政事業に係る基本的な役務の利用者の範囲及び利用状況を勘案して、郵便窓口業務（日本郵便株式会社法第二条第一項に規定する郵便窓口業務をいう。第三号及び第十一条の九第一項第一号において同じ。）、銀行窓口業務（同法第二条第二項に規定する銀行窓口業務をいう。第三号において同じ。）又は保険窓口業務（同条第三項に規定する保険窓口業務をいう。第三号において同じ。）において見込まれる利用者による郵便局の利用の度合^{あん}に応じて按分^{あん}する方法
- 二 第十一条の二第一号ロ（前号に掲げる費用を除く。）、ハ及びニに掲げる費用並びに同条第二号に定める費用 日本郵便株式会社法施行規則（平成十九年総務省令第三十七号）別表に規定する整理方法に準ずる方法により按分^{あん}する方法
- 三 郵便局ネットワーク支援業務（法第十八条の三第一項に規定する郵便局ネットワーク支援業務をいう。次条第二号において同じ。）に関する事務の処理に要する人件費、物件費その他の費用 前二号に掲げる費用に相当する額を、それぞれ当該各号に掲げる方法により郵便窓口業務、銀行窓口業務及び保険窓口業務^{あん}に按分^{あん}して得た額の合計額^{あん}に応じて按分^{あん}する方法

(拠出金の額等の認可の申請)

第十一条の五 機構は、法第十八条の三第三項の規定により拠出金の額を算定し、当該拠出金の額及び徴収方法の認可を受けようとするときは、関連銀行（日本郵便株式会社法第二条第二項に規定する関連銀行をいう。）及び関連保険会社（同条第三項に規定する関連保険会社をいう。）からそれぞれ徴収する当該拠出金の額及び当該徴収方法を記載した申請書に次に掲げる事項を記載した書類を添付して、当該拠出金を徴収する年度の前年度の十一月末日までに総務大臣に提出しなければならない。

- 一 法第十八条の二第二項第一号に掲げる不可欠な費用の額並びに前条第一号及び第二号に掲げる費用の額の内訳
- 二 郵便局ネットワーク支援業務に関する事務の処理に要する費用の額及びその内訳
- 三 前条各号に掲げる按分^{あん}する方法に関する説明
- 四 前三号に掲げる事項のほか、拠出金の額の算定の根拠に関する説明

(端数計算)

第十一条の六 交付金又は拠出金の額に百円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

機 構 第 1502 号
令和 5 年 11 月 30 日

総務大臣

鈴 木 淳 司 様

独立行政法人

郵便貯金簡易生命保険管理・

郵便局ネットワーク支援機構

理事長 白 山 昭 彦

(公 印 省 略)

交付金の額及び交付方法の認可申請について

独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法（平成17年法律第101号。以下「法」という。）第18条の2第3項及び独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構に関する省令（平成19年総務省令第98号。以下「省令」という。）第11条の3の規定に基づき、令和6年度に交付する交付金の額及び交付方法の認可を受けたいので、別紙のとおり申請します。

1 交付金の額

302,984,837,000 円 (※)

(※) 省令第 11 条の 6 の規定に基づき、100 円未満の端数を切り捨てている。

2 交付方法

(1) 交付金の交付手段

日本郵便株式会社があらかじめ申し出て、独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構（以下「機構」という。）が同意した同社名義の金融機関の口座に払い込むものとする。なお、払込みにより発生する手数料は、機構が負担するものとする。

(2) 各月の交付金の額

交付金は、令和 6 年 4 月から翌年 3 月までの間、各月に以下の額を交付する。

令和 6 年 4 月 25,233,422,400 円 (※)

同年 5 月から翌年 3 月までの各月 25,250,128,600 円

(※) 交付金の額は令和 6 年 5 月から翌年 3 月まで各月同一額とし、4 月については、当該額から郵便局ネットワーク支援業務に関する事務の処理に要する費用の日本郵便株式会社負担分の額を控除した額としたうえ、各月の 100 円未満の端数を調整した額である。なお、機構における当該事務に要する費用は、月ごとに変動することが予想されるため、年度分を一括して 4 月に控除している。

(3) 交付金の交付期限

交付期限は、関連銀行及び関連保険会社から各月の拠出金が納付された日の属する月の末日までとする。

ただし、関連銀行又は関連保険会社の拠出金の納付が遅延した場合は、拠出金を徴収後速やかに交付するものとする。また、金融機関のシステム障害等で送金ができない場合は、システム障害等が解消された後速やかに交付するものとする。

(4) 交付金の額及び交付方法の通知

本申請内容について総務大臣の認可を受けた場合は、法第 18 条の 2 第 4 項の規定に基づき、機構は、日本郵便株式会社に対し、当該認可を受けた事項を記載した書面を添付して、速やかに通知するものとする。

(5) 安全管理措置

交付金を安全に管理するため、以下の措置を講ずるものとする。

(非開示情報)

交付金に係る申請書
(機構第 1502 号 (令和 5 年 11 月 30 日)) に
添付する書類について

<目次>

- | | | |
|---|---|---|
| 1 | 法第 18 条の 2 第 2 項第 1 号に掲げる不可欠な費用の額…………… | 1 |
| 2 | 法第 18 条の 3 第 2 項の郵便局ネットワーク支援業務に関する
事務の処理に要する費用に相当する額 …………… | 2 |
| 3 | 法第 18 条の 2 第 2 項第 2 号に掲げる日本郵便株式会社に係る額…………… | 2 |
| 4 | 法第 18 条の 2 第 1 項に定める交付金の額…………… | 5 |

1 法第 18 条の 2 第 2 項第 1 号に掲げる不可欠な費用の額

法第 18 条の 2 第 2 項第 1 号に掲げる不可欠な費用（以下「不可欠な費用」という。）の額を、直近の郵便局ネットワークの維持の状況を基礎として、省令第 11 条の 2 の規定に基づき、(1) 郵便局及び(2) 簡易郵便局の区分に応じ、以下の方法により算定した。

(1) 省令第 11 条の 2 第 1 号に定める額（郵便局）

あまねく全国において郵便局で郵政事業に係る基本的な役務が利用できるようにすることを確保するものとなるように郵便局ネットワークを最小限度の規模の郵便局により構成するものとした場合における（イ）人件費、（ロ）賃借料、工事費その他の郵便局の維持に要する費用（以下「維持費」という。）、（ハ）現金の輸送及び管理に要する費用（以下「現金の輸送等費用」という。）、（ニ）固定資産税及び事業所税（以下「固定資産税等」という。）の額を、以下の方法によりそれぞれ算定した。

「郵便局の数」は、令和 5 年 8 月末現在の郵便局の数とした（ただし、1 年以上閉鎖している郵便局を除いた。）。

「最小限度の規模の郵便局」は、郵便局舎の規模及び職員の配置について標準的な最小限度の規模の郵便局を仮定することとし、職員の配置については郵便局長 1 人、郵便局員 1 人とした。

「人件費」は、標準的な最小限度の規模の郵便局の局長及び郵便局員の令和 4 年度の平均的な人件費に、郵便局の数を乗じて算定した。

「維持費」は、日本郵便株式会社における令和 4 年度の維持費を郵便局舎の規模を基に補正し、標準的な最小限度の規模の郵便局の維持に要する費用となるよう算定した。

「現金の輸送等費用」は、日本郵便株式会社における令和 4 年度の現金の輸送等費用を郵便局ネットワークを標準的な最小限度の規模の郵便局により構成するものとした場合において必要な費用として用いた。

「固定資産税等」は、日本郵便株式会社における令和 4 年度の固定資産税等を郵便局舎の規模を基に補正し、標準的な最小限度の規模の郵便局の固定資産税等となるよう算定した。

(2) 省令第 11 条の 2 第 2 号に定める額（簡易郵便局）

簡易郵便局で郵政事業に係る基本的な役務が利用できるようにすることを確保するための最少限度の委託に要する費用（以下「簡易郵便局委託費」という。）の額を、以下の方法により算定した。

「簡易郵便局の数」は、令和 5 年 8 月末現在の営業中の簡易郵便局の数とした。

「簡易郵便局委託費」は、日本郵便株式会社における令和 5 年度の簡易郵便局への委託に要する費用のうち業務の多寡にかかわらず要する費用に、簡易郵便局の委託契約の種別の数を乗じて算定した。

(3) 不可欠な費用の額（合計額）

不可欠な費用の額は、省令第 11 条の 2 の規定に基づき、上記（1）の額及び上記（2）の額を合計して算定した。

【表 1】

(単位：円)

不可欠な費用	費用の額
(1) 省令第 11 条の 2 第 1 号に定める額 (郵便局)	(非開示情報)
イ 人件費	
ロ 維持費	
ハ 現金の輸送等費用	
ニ 固定資産税等	
(2) 省令第 11 条の 2 第 2 号に定める額 (簡易郵便局)	
不可欠な費用の額 (合計額)	449,126,494,404

2 法第 18 条の 3 第 2 項の郵便局ネットワーク支援業務に関する事務の処理に要する費用に相当する額

法第 18 条の 3 第 2 項の郵便局ネットワーク支援業務に関する事務の処理に要する費用 (以下「事務費」という。) に相当する額は、省令第 11 条の 4 第 3 号の規定に基づき、令和 6 年度における郵便局ネットワーク支援業務に関する事務の処理に要する人件費、物件費その他の費用に相当する額を科目別に算定した額を合計し、当該額から令和 4 年度事務費に相当する額の残額を控除した額とした。

【表 2】

(単位：円)

科目	費用に相当する額	備考
事業費 (令和 6 年度)	50,175,297	
人件費	38,471,175	3 名分
物件費	11,690,164	借料、システム経費等
租税公課	13,958	
一般管理費 (令和 6 年度)	34,178,703	
人件費	26,387,031	役員等分担分
物件費	7,783,420	借料、システム経費等
租税公課	8,252	
小 計	84,354,000	
令和 4 年度事務費相当額の残額	▲33,011,014	残額を控除
合 計	51,342,986	令和 6 年度事務費相当額

3 法第 18 条の 2 第 2 項第 2 号に掲げる日本郵便株式会社に係る額

法第 18 条の 2 第 2 項第 2 号に掲げる日本郵便株式会社に係る額は、法第 18 条の 3 第 2 項及び省令第 11 条の 4 の規定に基づき、以下のとおり、上記 1 の不可欠な費用の額及び上記 2 の事務費に相当する額を、日本郵便株式会社にあっては郵便窓口業務、関連銀行にあっては銀行窓口業務、関連保険会社にあっては保険窓口業務において見込まれる郵便局ネットワークの利用の度合等に応じた按分方法により按分し、算定した。

(1) 不可欠な費用の按分方法

①省令第11条の4第1号の按分方法

省令第11条の4第1号の規定に基づき、人件費及び維持費（維持費にあつては、郵政事業に係る基本的な役務の利用者の用に供するものに限る。以下「一号維持費」という。）に相当する額の按分方法は、郵便窓口業務、銀行窓口業務又は保険窓口業務において見込まれる利用者による郵便局の利用の度合（以下「利用者による利用度合」という。）に応じた按分方法とした。

「一号維持費」は、維持費を、標準的な最小限度の規模の郵便局舎における「窓口ロビー」その他の郵便局の利用者の利用に供する部分の当該郵便局舎に占める度合に応じて按分した。

「利用者による利用度合」は、郵便窓口業務にあつては15歳以上の人口（令和5年4月1日現在）、銀行窓口業務にあつては株式会社ゆうちょ銀行から報告のあった貯金口座数（令和5年3月末現在）、保険窓口業務にあつては株式会社かんぽ生命保険から報告のあった保有契約件数（令和5年3月末現在）の割合とした。

【表3】

費用	按分割合		
	日本郵便株式会社	関連銀行	関連保険会社
人件費及び一号維持費	36.74%	56.26%	7.00%

注：算定の効率化のため、按分割合を求める際は、原則として小数点第3位を四捨五入した。ただし、小数点第3位を四捨五入しても按分割合の合計が100%にならない場合は、小数点第4位以下で100%になるまで按分割合を求めた。（以下、表4及び表6において同じ。）

②省令第11条の4第2号の按分方法

省令第11条の4第2号の規定に基づき、一号維持費を除いた維持費（以下「二号維持費」という。）、現金の輸送等費用及び固定資産税等並びに簡易郵便局委託費（以下「二号維持費等」という。）に相当する額の按分方法は、日本郵便株式会社法施行規則（平成19年総務省令第37号）別表に規定する整理方法（直接整理、面積の比、件数の比、職員の勤務時間比等）に準じた按分方法とした。

「二号維持費」は、郵便窓口業務、銀行窓口業務又は保険窓口業務による郵便局舎（窓口ロビー等を除く。）の専有の度合に応じて按分した。

「現金の輸送等費用」は、郵便窓口業務、銀行窓口業務又は保険窓口業務における現金の受け払い額の度合に応じて按分した。

「固定資産税等」は、郵便窓口業務、銀行窓口業務又は保険窓口業務における職員の勤務時間の度合に応じて按分した。

「簡易郵便局委託費」は、郵便窓口業務、銀行窓口業務又は保険窓口業務に係る簡易郵便局委託費を直接整理して用いた。

【表4】

費用	按分割合		
	日本郵便株式会社	関連銀行	関連保険会社
二号維持費	(非開示情報)		
現金の輸送等費用			
固定資産税等			

【表5】

(単位：円)

費用	直接整理		
	日本郵便株式会社	関連銀行	関連保険会社
簡易郵便局委託費	(非開示情報)		

(2) 事務費に相当する額の按分方法

省令第11条の4第3号の規定に基づき、令和6年度における事務費に相当する額の按分方法は、上記(1)の按分方法により求められる郵便窓口業務、銀行窓口業務及び保険窓口業務に按分して得た額の合計額に応じた按分方法とした。

【表6】

費用	按分割合		
	日本郵便株式会社	関連銀行	関連保険会社
事務費	32.54%	54.93%	12.53%

(3) 日本郵便株式会社に係る額

日本郵便株式会社に係る額は、上記1の不可欠な費用の額及び上記2の事務費に相当する額を、上記(1)及び(2)の按分方法により按分した上で日本郵便株式会社に係る額を合計することにより、次のとおり算定した。

【表7】

(単位：円)

区分	合計額	日本郵便株式会社に係る額	関連銀行に係る額	関連保険会社に係る額
不可欠な費用	449,126,494,404	146,124,950,315	246,707,497,246	56,294,046,842
人件費及び 一号維持費	362,428,207,599	133,156,123,471	203,902,109,595	25,369,974,531
二号維持費等	86,698,286,805	12,968,826,843	42,805,387,651	30,924,072,310
事務費	51,342,986	16,707,007	28,202,702	6,433,276
合計額	449,177,837,390	146,141,657,322	246,735,699,948	56,300,480,118

注：按分された日本郵便株式会社、関連銀行及び関連保険会社の額については円単位で端数処理をしているため、内訳の合計と合計額については必ずしも一致しない。

4 法第 18 条の 2 第 1 項に定める交付金の額

法第 18 条の 2 第 2 項の規定に基づき、法第 18 条の 2 第 1 項に定める交付金の額は、上記 1 (3) の不可欠な費用の額から、上記 3 (3) の日本郵便株式会社に係る額を控除して算定した。

302,984,837,000 円 (※)

(=449,126,494,404 円 (上記 1 (3) の不可欠な費用の額))
(-146,141,657,322 円 (上記 3 (3) の日本郵便株式会社に係る額))

(※) 省令第 11 条の 6 の規定に基づき、100 円未満の端数を切り捨てている。

機 構 第 1503 号
令和5年11月30日

総務大臣

鈴 木 淳 司 様

独立行政法人
郵便貯金簡易生命保険管理・
郵便局ネットワーク支援機構
理事長 白 山 昭 彦
(公 印 省 略)

拠出金の額及び徴収方法の認可申請について

独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法（平成17年法律第101号。以下「法」という。）第18条の3第3項及び独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構に関する省令（平成19年総務省令第98号。以下「省令」という。）第11条の5の規定に基づき、令和6年度に徴収する拠出金の額及び徴収方法の認可を受けたいので、別紙のとおり申請します。

1 拠出金の額

関連銀行から徴収する拠出金の額 246,735,699,900 円 (※)

関連保険会社から徴収する拠出金の額 56,300,480,100 円 (※)

(※) 省令第11条の6の規定に基づき、100円未満の端数を切り捨てている。

2 徴収方法

(1) 拠出金の納付手段

関連銀行及び関連保険会社は、独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構（以下「機構」という。）の指定する金融機関の口座に払い込むことにより拠出金を納付するものとする。なお、払込みにより発生する手数料は、拠出金を納付する関連銀行及び関連保険会社が負担するものとする。

(2) 各月の拠出金の額

拠出金は、令和6年4月から翌年3月までの間、各月に以下の額を徴収する。

ア 関連銀行

令和6年4月分 20,587,160,800 円 (※)

同年5月から翌年3月までの各月分 20,558,958,100 円

イ 関連保険会社

令和6年4月分 4,697,604,600 円 (※)

同年5月から翌年3月までの各月分 4,691,170,500 円

(※) 拠出金の額は令和6年5月から翌年3月まで各月同一額とし、4月については、当該額に郵便局ネットワーク支援業務に関する事務の処理に要する費用の関連銀行負担分又は関連保険会社負担分をそれぞれ加算した額としたうえ、各月の100円未満の端数を調整した額である。なお、機構における当該事務に要する費用は、月ごとに変動することが予想されるため、年度分を一括して4月に加算している。

(3) 拠出金の納付期限

令和6年4月から翌年3月までの間、毎月15日までとする。

(4) 拠出金の額及び徴収方法の通知

本申請内容について総務大臣の認可を受けた場合は、法第18条の3第4項の規定に基づき、機構は、関連銀行及び関連保険会社に対し、当該認可を受けた事項を記載した書面を添付して、速やかに通知するものとする。

(5) 安全管理措置

拠出金を安全に管理するため、以下の措置を講ずるものとする。

(非開示情報)

拠出金に係る申請書
(機構第 1503 号 (令和 5 年 11 月 30 日)) に
添付する書類について

<目次>

- | | | |
|---|---|---|
| 1 | 法第 18 条の 2 第 2 項第 1 号に掲げる不可欠な費用の額 | 1 |
| 2 | 法第 18 条の 3 第 2 項の郵便局ネットワーク支援業務に関する
事務の処理に要する費用に相当する額 | 2 |
| 3 | 省令第 11 条の 4 各号に掲げる按分方法 | 3 |
| 4 | 法第 18 条の 3 第 2 項に定める拠出金の額 | 4 |

1 法第 18 条の 2 第 2 項第 1 号に掲げる不可欠な費用の額

法第 18 条の 2 第 2 項第 1 号に掲げる不可欠な費用（以下「不可欠な費用」という。）の額を、直近の郵便局ネットワークの維持の状況を基礎として、省令第 11 条の 2 の規定に基づき、(1) 郵便局及び(2) 簡易郵便局の区分に応じ、以下の方法により算定した。

(1) 省令第 11 条の 2 第 1 号に定める額（郵便局）

あまねく全国において郵便局で郵政事業に係る基本的な役務が利用できるようにすることを確保するものとなるように郵便局ネットワークを最小限度の規模の郵便局により構成するものとした場合における（イ）人件費、（ロ）賃借料、工事費その他の郵便局の維持に要する費用（以下「維持費」という。）、（ハ）現金の輸送及び管理に要する費用（以下「現金の輸送等費用」という。）、（ニ）固定資産税及び事業所税（以下「固定資産税等」という。）の額を、以下の方法によりそれぞれ算定した。

「郵便局の数」は、令和 5 年 8 月末現在の郵便局の数とした（ただし、1 年以上閉鎖している郵便局を除いた。）。

「最小限度の規模の郵便局」は、郵便局舎の規模及び職員の配置について標準的な最小限度の規模の郵便局を仮定することとし、職員の配置については郵便局長 1 人、郵便局員 1 人とした。

「人件費」は、標準的な最小限度の規模の郵便局の局長及び郵便局員の令和 4 年度の平均的な人件費に、郵便局の数を乗じて算定した。

「維持費」は、日本郵便株式会社における令和 4 年度の維持費を郵便局舎の規模を基に補正し、標準的な最小限度の規模の郵便局の維持に要する費用となるよう算定した。

「現金の輸送等費用」は、日本郵便株式会社における令和 4 年度の現金の輸送等費用を郵便局ネットワークを標準的な最小限度の規模の郵便局により構成するものとした場合において必要な費用として用いた。

「固定資産税等」は、日本郵便株式会社における令和 4 年度の固定資産税等を郵便局舎の規模を基に補正し、標準的な最小限度の規模の郵便局の固定資産税等となるよう算定した。

(2) 省令第 11 条の 2 第 2 号に定める額（簡易郵便局）

簡易郵便局で郵政事業に係る基本的な役務が利用できるようにすることを確保するための最少限度の委託に要する費用（以下「簡易郵便局委託費」という。）の額を、以下の方法により算定した。

「簡易郵便局の数」は、令和 5 年 8 月末現在の営業中の簡易郵便局の数とした。

「簡易郵便局委託費」は、日本郵便株式会社における令和 5 年度の簡易郵便局への委託に要する費用のうち業務の多寡にかかわらず要する費用に、簡易郵便局の委託契約の種別の数を乗じて算定した。

(3) 不可欠な費用の額（合計額）

不可欠な費用の額は、省令第11条の2の規定に基づき、上記（1）の額及び上記（2）の額を合計して算定した。

【表1】

（単位：円）

不可欠な費用	費用の額
(1) 省令第11条の2第1号に定める額（郵便局）	(非開示情報)
イ 人件費	
ロ 維持費	
ハ 現金の輸送等費用	
ニ 固定資産税等	
(2) 省令第11条の2第2号に定める額（簡易郵便局）	
不可欠な費用の額（合計額）	449,126,494,404

2 法第18条の3第2項の郵便局ネットワーク支援業務に関する事務の処理に要する費用に相当する額

法第18条の3第2項の郵便局ネットワーク支援業務に関する事務の処理に要する費用（以下「事務費」という。）に相当する額は、省令第11条の4第3号の規定に基づき、令和6年度における郵便局ネットワーク支援業務に関する事務の処理に要する人件費、物件費その他の費用に相当する額を科目別に算定した額を合計し、当該額から令和4年度事務費に相当する額の残額を控除した額とした。

【表2】

（単位：円）

科目	費用に相当する額	備考
事業費（令和6年度）	50,175,297	
人件費	38,471,175	3名分
物件費	11,690,164	借料、システム経費等
租税公課	13,958	
一般管理費（令和6年度）	34,178,703	
人件費	26,387,031	役員等分担分
物件費	7,783,420	借料、システム経費等
租税公課	8,252	
小計	84,354,000	
令和4年度事務費相当額の残額	▲33,011,014	残額を控除
合計	51,342,986	令和6年度事務費相当額

3 省令第 11 条の 4 各号に掲げる按分方法

省令第 11 条の 4 各号に掲げる按分方法は、法第 18 条の 3 第 2 項及び省令第 11 条の 4 の規定に基づき、以下のとおり、日本郵便株式会社にあつては郵便窓口業務、関連銀行にあつては銀行窓口業務、関連保険会社にあつては保険窓口業務において見込まれる郵便局ネットワークの利用の度合等に応じた按分方法により按分し、算定した。

(1) 不可欠な費用の按分方法

①省令第 11 条の 4 第 1 号の按分方法

省令第 11 条の 4 第 1 号の規定に基づき、人件費及び維持費（維持費にあつては、郵政事業に係る基本的な役務の利用者の用に供するものに限る。以下「一号維持費」という。）に相当する額の按分方法は、郵便窓口業務、銀行窓口業務又は保険窓口業務において見込まれる利用者による郵便局の利用の度合（以下「利用者による利用度合」という。）に応じた按分方法とした。

「一号維持費」は、維持費を、標準的な最小限度の規模の郵便局舎における「窓口ロビー」その他の郵便局の利用者の利用に供する部分の当該郵便局舎に占める度合に応じて按分した。

「利用者による利用度合」は、郵便窓口業務にあつては 15 歳以上の人口（令和 5 年 4 月 1 日現在）、銀行窓口業務にあつては株式会社ゆうちょ銀行から報告のあった貯金口座数（令和 5 年 3 月末現在）、保険窓口業務にあつては株式会社かんぽ生命保険から報告のあった保有契約件数（令和 5 年 3 月末現在）の割合とした。

【表 3】

費用	按分割合		
	日本郵便株式会社	関連銀行	関連保険会社
人件費及び一号維持費	36.74%	56.26%	7.00%

注：算定の効率化のため、按分割合を求める際は、原則として小数点第 3 位を四捨五入した。ただし、小数点第 3 位を四捨五入しても按分割合の合計が 100%にならない場合は、小数点第 4 位以下で 100%になるまで按分割合を求めた。（以下、表 4 及び表 6 において同じ。）

②省令第 11 条の 4 第 2 号の按分方法

省令第 11 条の 4 第 2 号の規定に基づき、一号維持費を除いた維持費（以下「二号維持費」という。）、現金の輸送等費用及び固定資産税等並びに簡易郵便局委託費（以下「二号維持費等」という。）に相当する額の按分方法は、日本郵便株式会社法施行規則（平成 19 年総務省令第 37 号）別表に規定する整理方法（直接整理、面積の比、件数の比、職員の勤務時間比等）に準じた按分方法とした。

「二号維持費」は、郵便窓口業務、銀行窓口業務又は保険窓口業務による郵便局舎（窓口ロビー等を除く。）の専有の度合に応じて按分した。

「現金の輸送等費用」は、郵便窓口業務、銀行窓口業務又は保険窓口業務における現金の受け払い額の度合に応じて按分した。

「固定資産税等」は、郵便窓口業務、銀行窓口業務又は保険窓口業務における職員の勤務時間の割合に応じて按分した。

「簡易郵便局委託費」は、郵便窓口業務、銀行窓口業務又は保険窓口業務に係る簡易郵便局委託費を直接整理して用いた。

【表 4】

費用	按分割合		
	日本郵便株式会社	関連銀行	関連保険会社
二号維持費	(非開示情報)		
現金の輸送等費用			
固定資産税等			

【表 5】

(単位：円)

費用	直接整理		
	日本郵便株式会社	関連銀行	関連保険会社
簡易郵便局委託費	(非開示情報)		

(2) 事務費に相当する額の按分方法

省令第 11 条の 4 第 3 号の規定に基づき、令和 6 年度における事務費に相当する額の按分方法は、上記 (1) の按分方法により求められる郵便窓口業務、銀行窓口業務及び保険窓口業務に按分して得た額の合計額に応じた按分方法とした。

【表 6】

費用	按分割合		
	日本郵便株式会社	関連銀行	関連保険会社
事務費	32.54%	54.93%	12.53%

4 法第 18 条の 3 第 2 項に定める拠出金の額

(1) 関連銀行及び関連保険会社に係る額

上記 1 の不可欠な費用の額及び上記 2 の事務費に相当する額を、上記 3 (1) 及び (2) の按分方法により按分した上で、関連銀行及び関連保険会社に係る額をそれぞれ合計することにより、関連銀行及び関連保険会社に係る額を次のとおり算定した。

【表 7】

(単位：円)

区分	合計額	関連銀行 に係る額	関連保険会社 に係る額	日本郵便株式会 社に係る額
不可欠な費用	449,126,494,404	246,707,497,246	56,294,046,842	146,124,950,315
人件費及び 一号維持費	362,428,207,599	203,902,109,595	25,369,974,531	133,156,123,471
二号維持費等	86,698,286,805	42,805,387,651	30,924,072,310	12,968,826,843
事務費	51,342,986	28,202,702	6,433,276	16,707,007
合計額	449,177,837,390	246,735,699,948	56,300,480,118	146,141,657,322

注：按分された関連銀行、関連保険会社及び日本郵便株式会社の額については円単位で端数処理をしているため、内訳の合計と合計額については必ずしも一致しない。

(2) 法第 18 条の 3 第 2 項及び省令第 11 条の 5 に定める関連銀行及び関連保険会社からそれぞれ徴収する拠出金の額

関連銀行から徴収する拠出金の額 246,735,699,900 円 (※)

関連保険会社から徴収する拠出金の額 56,300,480,100 円 (※)

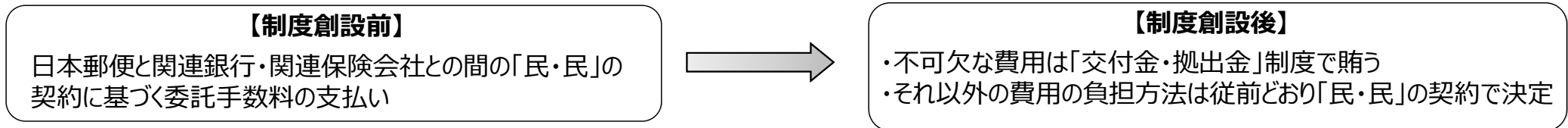
(※) 省令第 11 条の 6 の規定に基づき、100 円未満の端数を切り捨てている。

**独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法
第 18 条の 2 第 3 項の規定に基づく交付金の額及び交付方法の認可並びに
同法第 18 条の 3 第 3 項の規定に基づく拠出金の額及び徴収方法の認可
について**

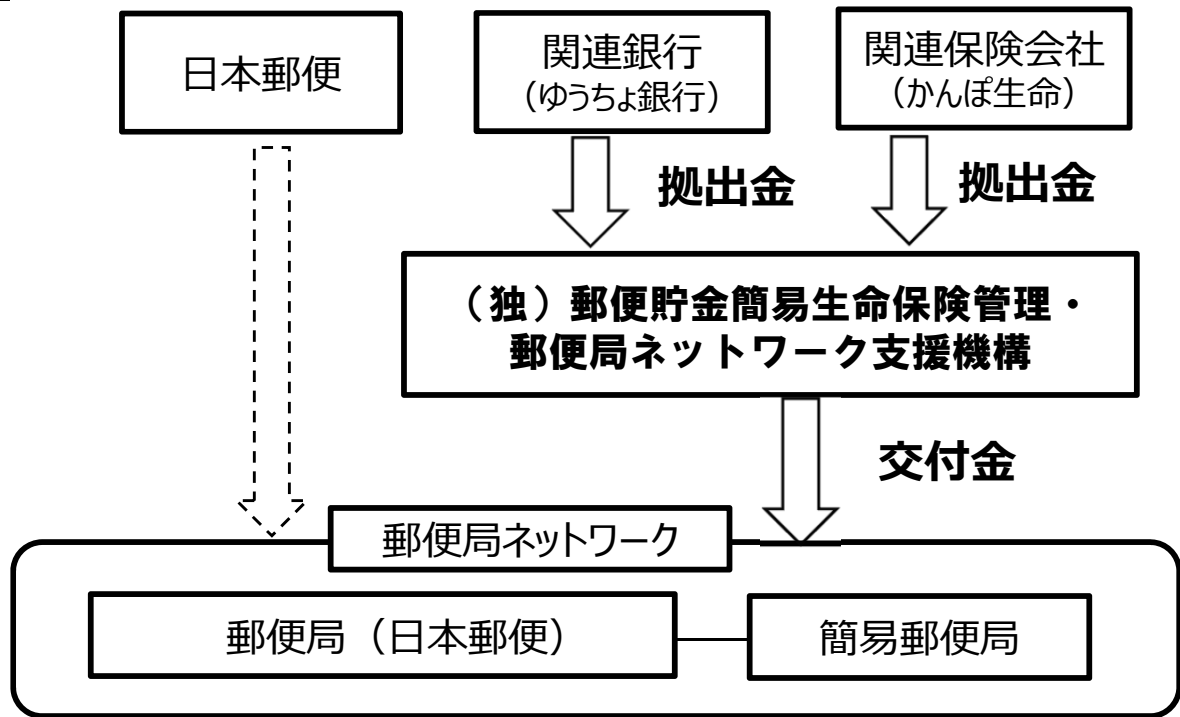
令和 6 年 2 月
郵政情報流通行政
省政局

- 「郵政事業のユニバーサルサービスの提供者が郵便局ネットワークを支える」観点から、郵政事業のユニバーサルサービス提供の安定的な確保を図るため、平成30年6月、郵便局ネットワークの維持の支援のための交付金・拠出金制度を創設する「独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法の一部を改正する法律」(改正機構法)が成立。
- 平成31年4月から、改正機構法に基づき、(独)郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構(機構)が、日本郵便への交付金の交付及び関連銀行(ゆうちょ銀行)・関連保険会社(かんぽ生命)からの拠出金の徴収を実施することとなった。
- 機構は、年度ごとに、総務省令で定めるところにより、交付金の額及び拠出金の額を算定し、当該交付金の額及びその交付方法並びに当該拠出金の額及びその徴収方法について、総務大臣の認可を受けなければならない。(機構法第18条の2第3項、第18条の3第3項)
- 総務大臣は、交付金の額等に係る認可をしようとするときは、情報通信行政・郵政行政審議会に諮問しなければならない。(機構法第32条の2第2号)

1 郵便局ネットワークの維持コストの負担方法



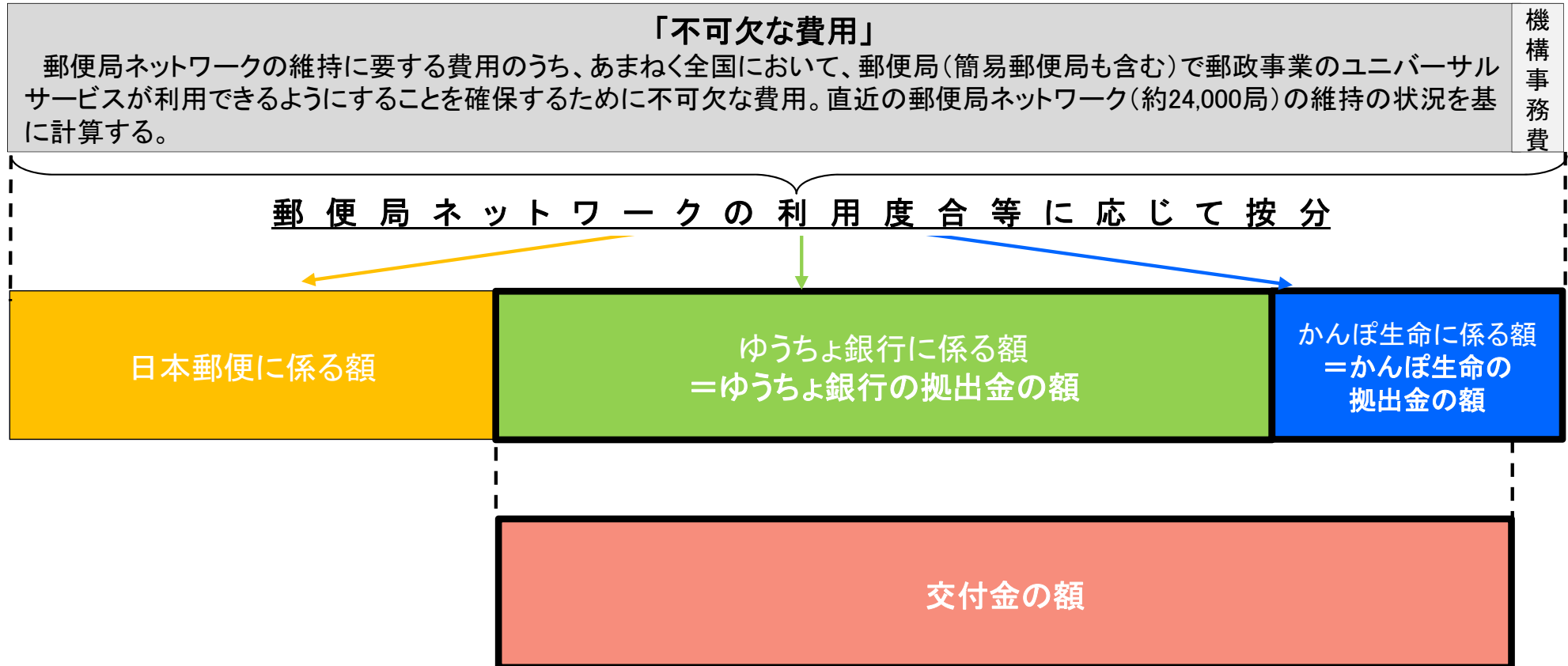
2 交付金・拠出金制度の構造



□ 令和6年度における交付金・拠出金の額(認可申請の概要)

	令和6年度(認可申請)	(参考)令和5年度(令和5年1月 認可済)
「不可欠な費用」の額	4,491億円	4,418億円
拠出金の額	ゆうちょ銀行(関連銀行)に係る額 : 2,467億円 かんぽ生命(関連保険会社)に係る額: 563億円	ゆうちょ銀行(関連銀行)に係る額 : 2,436億円 かんぽ生命(関連保険会社)に係る額: 565億円
交付金の額	3,030億円 ※ 日本郵便に係る按分額 1,461億円	3,000億円 ※ 日本郵便に係る按分額 1,418億円

□ 算定方法



不可欠な費用の額の算定方法について

法律の概要(機構法第18条の2)

あまねく全国において郵便局で郵政事業のユニバーサルサービスが利用できるようにすることを確保するために不可欠な費用の額として総務省令で定める方法により算定した額

省令の概要(機構省令第11条の2)

直近の郵便局ネットワークの維持の状況を基礎として、以下の①及び②を合計する。

- ① 郵便局(約20,000局)で郵政事業のユニバーサルサービスが利用できるようにすることを確保するものとなるように郵便局ネットワークを最小限度の規模の郵便局により構成するものとした場合における以下のア～エの費用
- ② 簡易郵便局(約4,000局)で郵政事業のユニバーサルサービスが利用できるようにすることを確保するための最少限度の委託に要する費用

機構の算定内容

①郵便局における費用

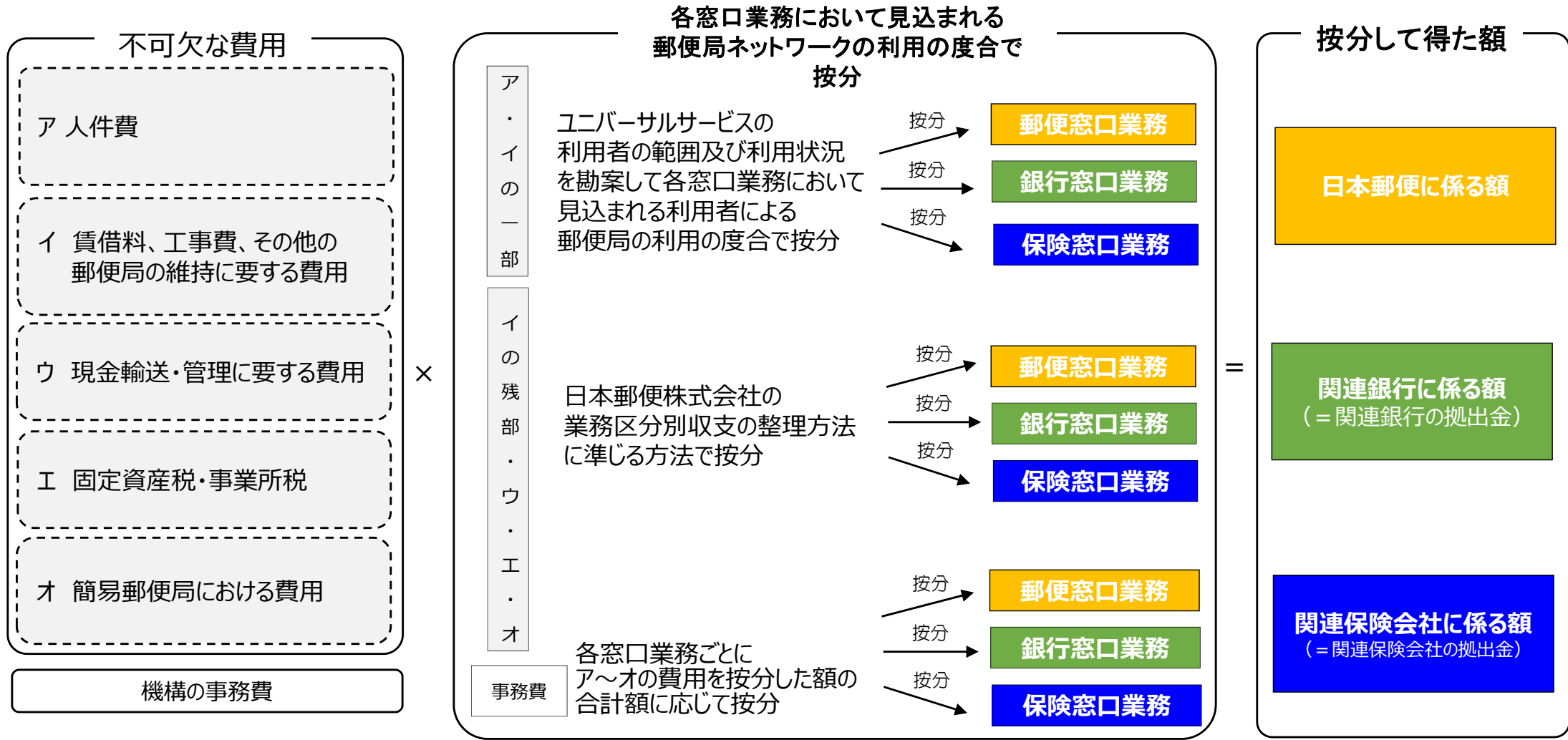
②簡易郵便局における費用

ア 人件費	イ 賃借料、工事費 その他の郵便局の 維持に要する費用	ウ 現金の輸送・管理 に要する費用	エ 固定資産税・ 事業所税	オ 簡易郵便局で 郵政事業の ユニバーサルサービスが 利用できるようにすることを 確保するための最少限度の 委託に要する費用
郵便局で郵政事業のユニバーサルサービスが利用できるようにすることを確保するものとなるように郵便局ネットワークを 最小限度の規模の郵便局 (= 2名局)により構成するものとした場合におけるア～エの費用を算定				
<算定方法> 2名局は管理者1名・窓口職員1名で構成されているため、各々の人件費単価に直近の郵便局数(約20,000局)を乗じて算定。	<算定方法> 郵便局舎の規模を基に2名局における郵便局の維持に要する費用(賃借料、工事費、水道光熱費等)を算定。	<算定方法> 現金の輸送や管理に要する平均的な費用(配送、硬貨・紙幣の保管等に要する費用)を算定。	<算定方法> 郵便局舎の規模を基に2名局における固定資産税・事業所税を算定。	<算定方法> 各種窓口業務の受託手数料の基本額に当該業務を受託している直近の簡易郵便局数(約4,000局)を乗じて算定。
計：(非開示)円	計：(非開示)円	計：(非開示)円	計：(非開示)円	計：(非開示)円

法律の概要(機構法第18条の3)

不可欠な費用(前掲)及び機構の事務費の合計額を、総務省令で定めるところにより、郵便窓口業務・銀行窓口業務・保険窓口業務において見込まれる郵便局ネットワークの利用の割合に応じて按分した額のうち、関連銀行及び関連保険会社に係る額

省令の概要(機構省令第11条の4)



機構の算定内容

不可欠な費用

ア 人件費
(非開示) 億円

イ 賃借料、工事費、
その他の郵便局の維持
に要する費用
(非開示) 億円

ウ 現金輸送・管理に
要する費用
(非開示) 億円

エ 固定資産税・事業所
税
(非開示) 億円

オ 簡易郵便局における
費用
(非開示) 億円

機構の事務費
(約0.5億円)

各窓口業務において見込まれる 郵便局ネットワークの利用の割合で 按分

ア・イの一部(利用者の用に
供する部分)*

・郵便窓口業務：15歳以上人口	→	日本郵便	133,156,123,471円
・貯金窓口業務：貯金口座数	→	関連銀行	203,902,109,595円
・保険窓口業務：保有契約数	→	関連保険会社	25,369,974,531円
を利用割合として按分			(計：362,428,207,599円)

イの残部(利用者の用に供する部分以外)
*ウ・エ・オ

・各窓口業務の専有面積	→	日本郵便	12,968,826,843円
・現金の受け払い額の割合	→	関連銀行	42,805,387,651円
・職員の勤務時間の割合 等をもとに按分	→	関連保険会社	30,924,072,310円
			(計：86,698,286,805円)

*イの費用は、最小限度の規模の郵便局における
利用者の用に供する部分(窓口ロビー等)と
それ以外の部分(事務室等)の面積の割合に応じて分けた上、
利用者の用に供する部分に対応する額はアとともに、
それ以外の部分に対応する額はウ、エ、オとともに按分する。

事務費

各窓口業務ごとにア～オの費用を 按分した額の合計額に応じて按分	→	日本郵便	16,707,007円
(注) 事務費は、機構における郵便局ネットワーク 支援業務に関する事務の処理に要する費用 (人件費等)を計上。	→	関連銀行	28,202,702円
	→	関連保険会社	6,433,276円
			(計：51,342,986円)

按分して得た額

日本郵便に係る額
146,141,657,322円
(参考)
R5:141,790,962,554円

関連銀行に係る額
= ゆうちよ銀行の拠出金
246,735,699,948円
(参考)
R5:243,628,322,447円

関連保険会社に係る額
= かんぼ生命の拠出金
56,300,480,118円
(参考)
R5:56,486,374,413円

➡ ゆうちよ銀行の拠出金の額：246,735,699,900円、かんぼ生命の拠出金の額：56,300,480,100円

※ 拠出金の額は、100円未満の端数を切り捨てる(機構省令第11条の6)。

法律の概要(機構法第18条の2)

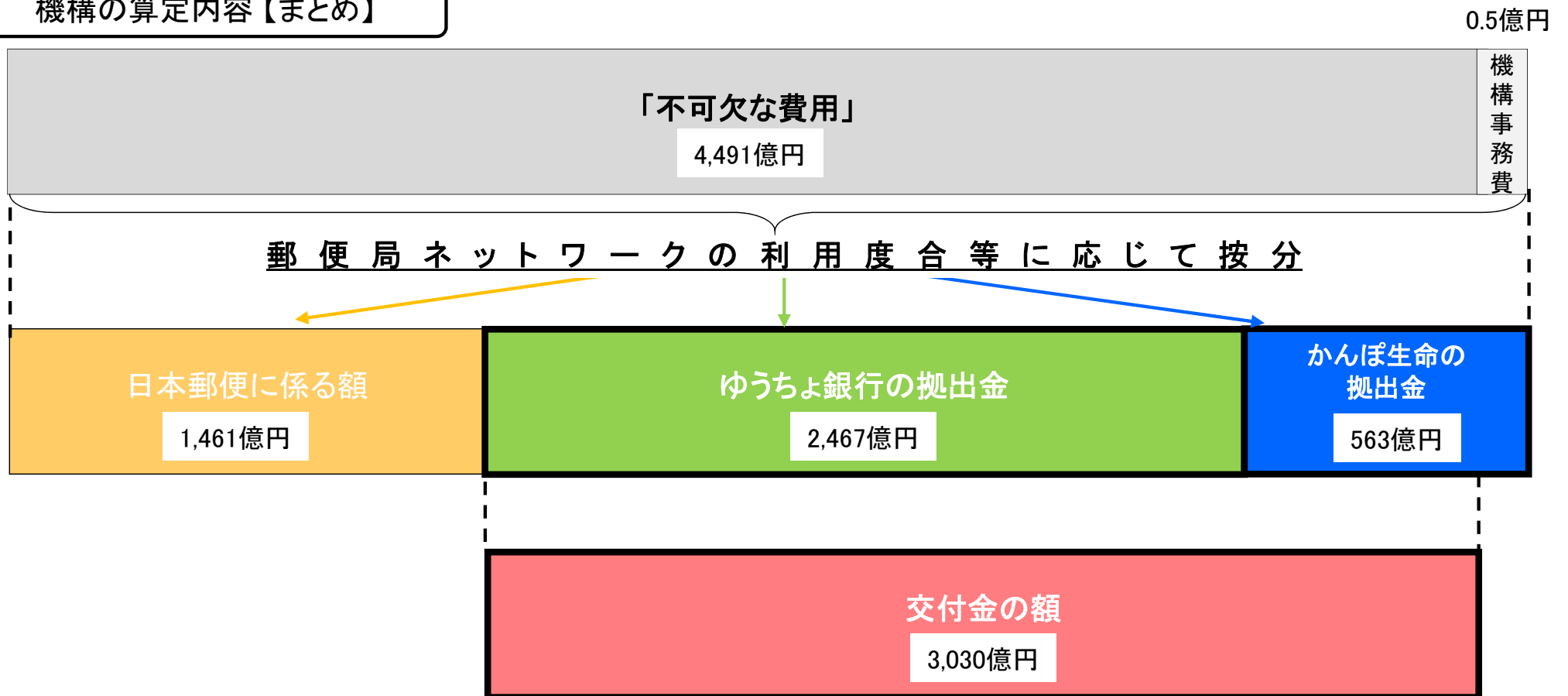
不可欠な費用の額から日本郵便に係る按分額(不可欠な費用及び機構事務費の合計額のうち日本郵便分)を控除した額

機構の算定内容

不可欠な費用の額 449,126,494,404円 — 日本郵便に係る按分額 146,141,657,322円

➡ **交付金の額 302,984,837,000円** ※ 交付金の額は、100円未満の端数を切り捨てる(機構省令第11条の6)。

機構の算定内容【まとめ】



交付方法・徴収方法について

○ 交付金の交付方法

(1) 交付金の交付手段

日本郵便が申し出て機構が同意した日本郵便名義の金融機関の口座に、交付金を各月に分割して払い込むものとする。なお、払込みにより発生する手数料は、機構が負担するものとする。

(2) 交付金の交付期限

毎月の末日までとする。ただし、関連銀行又は関連保険会社の拠出金の納付が遅延した場合その他金融機関のシステム障害等で送金が出来ない場合は、当該障害等の解消後速やかに交付するものとする。

(3) 各月に交付する交付金の額

交付先	令和6年4月分(※)	同年5月から翌年3月までの各月分
日本郵便	25,233,422,400円	25,250,128,600円

(※) 機構の事務費に係る日本郵便の負担分については、4月に年度分を一括して控除する。

(4) 安全管理措置 交付金を安全に管理するため、以下の措置を講ずる。

(非開示)

○ 拠出金の徴収方法

(1) 拠出金の徴収手段

関連銀行及び関連保険会社から、機構が指定する機構名義の口座へ払い込むことにより徴収するものとする。なお、払込みにより発生する手数料は、関連銀行又は関連保険会社が負担するものとする。

(2) 拠出金の納付期限

令和6年4月1日から翌年3月31日までの間、毎月15日までとする。

(3) 各月に徴収する拠出金の額

拠出者	令和6年4月分(※)	同年5月から翌年3月までの各月分
関連銀行	20,587,160,800円	20,558,958,100円
関連保険会社	4,697,604,600円	4,691,170,500円

(※) 機構の事務費に係る関連銀行・関連保険会社の負担分については、4月に年度分を一括して加算する。

(4) 安全管理措置 拠出金を安全に管理するため、以下の措置を講ずる。

(非開示)

➤ 以上の申請内容について、以下の審査基準に基づき審査・精査したところ、関係法令の関係規定に適合していると認められることから、申請のとおり認可することとしたい。

【審査結果の概要】 [本御審議資料P3～6]

審査基準	審査結果	理由
1 法令に基づいた適切な算定		
(1) 郵政事業のユニバーサルサービスが利用できるようにするための不可欠な費用の額が適切に算定されているか	適	直近の郵便局ネットワークの維持の状況を基礎として、郵便局ネットワークが最小限度の規模の郵便局(局員2名)により構成されるものとした場合における費用が適切に算定されており、適当である。
(2) 拠出金の額が、郵便局ネットワークの利用の割合に応じて適切に按分されているか	適	不可欠な費用の額及び機構事務費の合計額を、総務省令に定める方法により、郵便局ネットワークの利用の割合に応じて適切に按分しており、適当である。
2 拠出・交付方法の適切性	適	拠出金の徴収を交付金の交付に支障のない方法で行い、交付金の交付を各月基本的に同額を交付することとし、また、拠出金・交付金を安全に管理するための措置をとることとしており、適当である。
3 必要書類の添付等	適	総務省令に基づく申請書に必要な事項の記載及び必要な書類の添付が行われており、適当である。